製 品 安 全 デ ー タ シ ー ト

(MATERIAL SAFETY DATA SHEET)

1. 化学物質等及び会社情報

製　品　名	**ラインズマン　着色基剤**
該 当 色 番	**白**
会　社　名	株式会社　エービーシー商会
住　　所	〒100^{-0014}　東京都千代田区永田町2－12－14
担 当 部 門	無機建材事業部　販売推進部
電 話 番 号	03－3507－7203
FAX　番　号	03－3581－4943
緊急連絡先	03－3507－7203(直通)
作　成　日	平成22年　5月25日
改　訂　日	
登 録 記 号	MTSE
国連番号／ID番号【詳細は14．を参照のこと】	UN　1263
国連分類【容器等級】	クラス3【PG．Ⅱ】

2. 危険有害性の要約

GHS分類

- 物理化学的危険性
  - ◇引火性液体　【区分2】
- 健康に対する有害性
  - ◇急性毒性（経口）　【区分5】
  - ◇急性毒性（蒸気）　【区分5】
  - ◇皮膚腐食性／刺激性　【区分2】
  - ◇眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性　【区分2A】
  - ◇生殖細胞変異原性　【区分1B】
  - ◇発がん性　【区分2】
  - ◇生殖毒性　【区分1】
  - ◇特定標的臓器／全身毒性（単回暴露）　【区分1】　（肝臓、呼吸器、腎臓、中枢神経系）
  - 〃　【区分3】　（気道刺激性と麻酔作用）
  - ◇特定標的臓器／全身毒性（反復暴露）　【区分1】　（肝臓、呼吸器、神経系、腎臓、中枢神経系、肺吸入）
  - 〃　【区分2】　（神経）
- 環境に対する有害性
  - ◇水性環境有害性（急性水生毒性）　【急性区分2】
  - ◇水性環境有害性（慢性水性毒性）　【慢性区分3】

GHS表示（ラベル及びMSDS）

- 絵表示又はシンボル　：

- 注意喚起語　：　**危険**
- 危険有害性情報
  - ○ 物理化学的危険性　：　下記参照
    - ◇引火性の高い液体及び蒸気

○ 健康に対する有害性　　：　下記参照

◇飲み込むと有害のおそれ （経口）

◇吸入すると有害のおそれ （蒸気）

◇皮膚刺激

◇強い眼刺激

◇遺伝性疾患のおそれ

◇発がんのおそれの疑い

◇生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

◇臓器（肝臓、呼吸器、腎臓、中枢神経系）の障害

◇呼吸器への刺激のおそれ

◇眠気やめまいのおそれ

◇長期又は反復暴露による臓器（肝臓、呼吸器、神経系、腎臓、中枢神経系、肺吸入）の障害

◇長期又は反復暴露による臓器（神経）の障害のおそれ

○ 環境に対する有害性　　：　下記参照

◇水生生物に毒性

◇長期的影響により水生生物に有害

● 注意書き　　：　下記参照

【安全対策】

◇ 熱、火花、裸火、高温のものから遠ざけること。

◇ 容器を密閉しておくこと。

◇ 容器を接地すること。

◇ 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。

◇ 火花を発生させない工具を使用すること。

◇ 静電気放電に対する予防措置を講ずること。

◇ 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。

◇ 火災の場合は、消火に泡、二酸化炭素、粉末、乾燥砂の消火器を使用すること。

◇ 取り扱い後、手、眼などをよく洗うこと。

◇ 使用前に取扱説明書を入手すること。

◇ すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

◇ 指定された個人用保護具を使用すること。

◇ 蒸気を吸入しないこと。

◇ この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

◇ 環境への放出を避けること。

◇ 漏出物を回収すること。

【応急処置】

◇ 吸入した場合　　：　空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

◇ 皮膚に付着した場合　　：　多量の水と石けんで洗うこと。

◇ 目に入った場合　　：　水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

◇ 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断を受けること。

◇ 眼の刺激が続く場合は、医師の診断を受けること。

◇ 暴露または暴露の懸念がある場合は、医師の診断を受けること。

◇ 気分が悪い時は、医師に連絡すること。

◇ 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

◇ 吐かせないこと。

【保管】

◇ 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。

◇ 施錠して保管すること。

【廃棄】

◇ 内容物／容器を廃棄場所の規定する方法で廃棄すること。

GHS分類に該当しない他の危険有害性　：　知見なし

重要な徴候　：　非常に引火しやすい液体であり、蒸気が滞留すると爆発の恐れがある。

想定される非常事態の概要　：　知見なし

国／地域情報　：　知見なし

3. 組成及び成分情報

［物質の特定］ 化学物質又は混合物の区別 : 混合物

化学名	含有量(%)	化学式	官報公示整理番号	CAS No.
酸化チタン(IV)	20.0 ～ 30.0	TiO_2	(1)-558	13463-67-7
トルエン	19.0	C_7H_8	(3)-2	108-88-3
キシレン	8.5	C_8H_{10}	(3)-3	1330-20-7
エチルベンゼン	5.7	C_8H_{10}	(3)-28	100-41-4
イソブチルアルコール	1.0 ～ 5.0	$C_4H_{10}O$	(2)-3049	78-83-1
※1	1.0 ～ 5.0	$C_6H_{12}O_3$	(2)-3144	108-65-6
エチルアルコール	0.1 ～ 1.0	C_2H_6O	(2)-202	64-17-5

※1　：　プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート

4. 応急措置

吸入した場合　：　蒸気、ガスなどを吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。多量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かく安静にする。呼吸が止まっている場合は、衣服をゆるめて呼吸気道を確保した上で、人工呼吸を行い直ちに医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合　：　付着物を布にて直ちに拭き取り、多量の水で石けんや皮膚用の洗剤を使用して十分に洗浄する。洗浄の際に溶剤やシンナーを使用しないこと。外観に変化が見られたり、刺激や痛みがある場合には、直ちに医師の診断を受ける。

目に入った場合　：　直ちに多量の清浄な水で15分以上洗浄する。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合には、外して洗浄する。まぶたの裏も入念に洗浄し、直ちに医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合　：　安静にして直ちに医師の診断を受ける。嘔吐物は飲み込ませないこと。医師の指示以外で無理に吐かせないこと。

最も重要な徴候及び症状　：　知見なし

応急措置をする者の保護　：　知見なし

医師に対する特別な注意事項　：　知見なし

5. 火災時の措置

消火剤　：　泡、二酸化炭素、粉末

使ってはならない消火剤　：　水 （特に、棒状水や高圧水）

火災時の特有の危険有害性　：　燃焼した際には、燃焼ガス中に含有する有機溶剤や不完全燃焼時には、一酸化炭素などが含まれるため、消火作業には煙を吸入しないように注意する。

特有の消火方法　：　適切な保護具を着用して、作業は可能な限り風上から行う。可燃性のものを周囲から取り除き、高温にさらされている密閉容器は水をかけて冷却する。

消火を行う者の保護　：　消火作業は保護具を着用して風上から行い、有毒ガスの吸入を避けるようにする。燃焼又は高温により一酸化炭素が精製するため、呼吸用保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置　：　漏出場所の周辺にロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。特に屋内の場合は、処理が終了するまで引火の危険に十分に注意を払い換気を行う。作業の際は、呼吸用保護具、保護手袋を着用して風上から行い、飛まつなどが皮膚に付着したり、飛まつ、ガスを吸入しないように注意する。漏出した場所はすべりやすいので注意する。

環境に対する注意事項　：　公共用水域などに流出し、環境への影響を起こさないように注意する。漏出した場合は警察署、消防署などの関係機関へ連絡する。

封じ込め及び浄化の方法・機材

少量の場合　：　乾燥砂、土、おがくず、ウェスなどに吸収させてふき取ったものを密閉できる空容器に回収する。

多量の場合　：　盛土でかこって流出を防止し、液の表面を泡消火剤などでおおった後、回収して処理する。

二次災害の防止策　：　付近の着火源となるものをすみやかに移動し消火剤を準備する。作業に当たっては、火花を発生させない安全な用具を使用する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取　扱　い

技術的対策　：　取扱いは、換気の良いところで行い、吸入、接触のおそれがあるときは適切な保護具を使用する。取扱い後は、手、顔をよく洗い、うがいをする。電気機器類は防爆型（安全構造）のものを使用し、周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。

局所排気・全体換気　：　取り扱う場合は、局所排気又は全体換気できる場所で行う。

注意事項　：　作業中は飲食、喫煙を避ける。作業中は、帯電防止型の作業服や靴を着用する。

安全取扱い注意事項　：　機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策したものを使用する。

保　　管

技術的対策　：　知見なし

適切な保管条件　：　通風をよくして蒸気が滞留しないようにする。冷暗所に密閉して保管する。直射日光、火気、熱源を避けて、可燃物を近くに置かない。

安全な容器包装材料　：　空気中の水分を吸収しないように、水分を完全に遮断できる容器（金属缶など）を使用する。

8. 暴露防止及び保護措置

設 備 対 策　：　蒸気、ミストを吸入しないように局所排気装置の設置、設備の密閉化、全体換気などを適正に実施する。

管 理 濃 度　：　作業環境評価基準

トルエン	20ppm
キシレン	50ppm
イソブチルアルコール	50ppm

許 容 濃 度　：　日本産業衛生学会(2009年度版)

トルエン	50ppm
キシレン	50ppm
エチルベンゼン	50ppm
イソブチルアルコール	50ppm

保　護　具

呼吸器の保護具　：　有機ガス用防毒マスク

手の保護具　：　ポリエチレン製、ゴム製などの不浸透性の手袋

目の保護具　：　側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型の保護メガネ

皮膚及び身体の保護具　：　長袖作業衣、安全靴

適切な衛生対策　：　特になし

9. 物理的及び化学的性質

外観　：　白色の液体

臭い　：　溶剤臭

沸点　：　110．6℃

引火点　：　11．5℃

発火点　：　432℃

燃焼又は爆発範囲　：　下限　1．0vol%　　上限　7．0vol%

密度　：　1．28g／cm^3

その他のデータ　：　データなし

※　pH、融点／凝固点、燃焼性、蒸気圧、蒸気密度、蒸気速度、溶解性、オクタノール／水分配係数、分解温度については、データなし。

10. 安定性及び反応性

安定性　：　通常条件では安定 ［通常条件：容器が密閉されている、常温で流通しているなど］

危険有害反応可能性　：　知見なし

避けるべき条件　：　高温（40℃）以上）にならないようにする。

混触危険物質　：　酸化性物質

危険有害な分解性生物　：　燃焼により、一酸化炭素、窒素酸化物、その他低分子モノマーなどの有毒ガスが発生する。

その他　：　知見なし

11. 有害性情報

急性毒性

経口	ー	データなし	【製品として】

その他の情報　：　燃焼すると有毒なヒュームを含むガス（使用物質のガス、一酸化炭素など）を発生する。エチルベンゼンはトルエンやキシレンよりも皮膚刺激性が強く、1000ppmで眼や皮膚に刺激作用がある。又、反復及び長期間の接触により皮膚が感作されることがある。吸入、経皮、経口摂取により体内に吸収されることがある。アルコール飲料の使用により有害作用が増大する。

12. 環境影響情報

生態毒性　：　データなし

残留性・分解性　：　データなし

生体蓄積性　：　データなし

土壌中の移動性　：　データなし

他の有害影響　：　データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄する場合　：　都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物の収集運搬業者及び処理業者と契約し、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）及び関係法規・法令を遵守し、適正に処理する。また、洗浄水などの排水は、水質汚濁防止法等の関連処方令に適合するように十分留意しなければならない。

汚染容器・包装　：　空の汚染容器・包装を廃棄する場合、内容物を除去した後に、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物の収集運搬業者及び処理業者と契約し、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）及び関係法規・法令を遵守し、適正に処理する。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号／ID番号　：　UN　1263

正式輸送品目名　：　塗料又は塗料関連物質

Paint

国連分類　：　クラス3 【引火性液体】

副次危険性　：　該当なし

容器等級　：　PG. Ⅱ

包装基準

海上輸送　：　P001（小型容器）

航空輸送　：　305（旅客機），　307（貨物機のみ）

海洋汚染物質　：　該当なし

国内規制

陸上輸送　：　消防法、道路法等に定められている運送方法に従う。

海上輸送　：　船舶安全法等に定められている運送方法に従う。

航空輸送　：　航空法等に定められている運送方法に従う。

輸送の特定の安全対策及び条件　：　破損、損傷、容器からの漏れ、荷崩れなどの防止を確実に行う。取扱い及び保管上の注意に記載の内容に従うこと。

緊急時応急措置指針番号　：　128

15. 適用法令

○労働安全衛生法

『名称等を表示すべき有害物』に該当	番号	2	【イソブチルアルコール】
〃	番号	7の2	【キシレン】
〃	番号	23	【トルエン】
『名称等を通知すべき有害物』に該当	番号	61	【エチルアルコール】
〃	番号	70	【エチルベンゼン】
〃	番号	136	【キシレン】
〃	番号	191	【酸化チタン(IV)】
〃	番号	407	【トルエン】
〃	番号	477	【イソブチルアルコール】
『危険物』に該当	番号	四－3	【キシレン】
〃	番号	四－3	【エチルベンゼン】
〃	番号	四－3	【トルエン】
〃	番号	四－3	【イソブチルアルコール】
〃	番号	四－3	【エチルアルコール】

○労働安全衛生法　有機溶剤中毒予防規則

『第2種有機溶剤』に該当	番号	2	【イソブチルアルコール】
〃	番号	11	【キシレン】
〃	番号	37	【トルエン】

○消防法　　：　第4類　第1石油類(非水溶性液体)　危険等級Ⅱ

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)

『第1種指定化学物質』に該当	番号	53	【エチルベンゼン】
〃	番号	80	【キシレン】
〃	番号	300	【トルエン】

○道路法

『車両の通行の制限』に該当	通行制限物質		(引火点70℃未満)

○船舶安全法

『引火性液体類』に該当	番号	1263	【名称:塗料又は塗料関連物質】

○航空法

『引火性液体』に該当	番号	1263	【名称:塗料又は塗料関連物質】

○大気汚染防止法

『有害大気汚染物質』に該当	番号	17	【イソブチルアルコール】
〃	番号	25	【エチルベンゼン】
〃	番号	43	【キシレン】
〃	番号	131	【トルエン】

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

『危険物』に該当	番号	5	【エチルベンゼン】
〃	番号	7	【キシレン】
〃	番号	15	【トルエン】
〃	番号	23	【イソブチルアルコール】
〃	番号	23	【エチルアルコール】

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律　危険物船舶運送及び貯蔵規則

『引火性液体類』に該当	番号	1263	【名称:塗料又は塗料関連物質】

○港則法

『引火性液体類』に該当	番号	1263	【名称:塗料又は塗料関連物質】

〇悪臭防止法

『特定悪臭物質』に該当	番号　13	【イソブチルアルコール】
『特定悪臭物質』に該当	番号　16	【トルエン】
〃	番号　18	【キシレン】

〇廃棄物の処理及び清掃に関する法律

『特別管理産業廃棄物』に該当	ー	（廃油）

16. その他の情報

□参考文献

A）	製品安全データシートの作成指針（改訂2版）	日本化学工業協会	2008.10
B）	GHS対応　MSDS・ラベル作成ガイドブック	日本塗料工業会	2006. 8
C）	化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）	化学工業日報社	2006. 8
D）	JIS　Z　7250：2005－化学物質等安全データシート（MSDS）	日本工業標準調査会	2005.12
E）	化学物質総合検索システム	製品評価技術基盤機構	
F）	航空危険物規則書（第49版）	航空危険物安全輸送協会	2008. 1
G）	使用品のMSDSに記載の引用データを転用		

記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データ等をもとに想定したもので、化学組成における含有量、物理化学的性質、危険・有害性などに関しては、いかなる保証をなすものではありません。又、法令の改正、新しい知見により内容が改訂される場合があります。

全ての化学品には、未知の有害性があり得るため、取扱いには細心の注意が必要です。。注意事項は、通常の取扱いを対象としたものであり、特殊な取扱いの場合、用途・用法に適した安全対策を実施の上でご使用をお願いします。

製 品 安 全 デ ー タ シ ー ト

(MATERIAL SAFETY DATA SHEET)

1. 化学物質等及び会社情報

製　品　名	**ラインズマン　硬化剤**
該 当 色 番	**ー**
会　社　名	株式会社　エービーシー商会
住　　所	〒100^{-0014}　東京都千代田区永田町2－12－14
担 当 部 門	無機建材事業部　販売推進部
電 話 番 号	03－3507－7203
FAX　番　号	03－3581－4943
緊急連絡先	03－3507－7203(直通)
作　成　日	平成22年　5月25日
改　訂　日	
登 録 記 号	MTSE
国連番号／ID番号【詳細は14. を参照のこと】	UN　1263
国連分類【容器等級】	クラス3【PG. Ⅲ】

2. 危険有害性の要約

GHS分類

- 物理化学的危険性
  - ◇引火性液体　【区分3】
- 健康に対する有害性
  - ◇急性毒性（経口）　【区分5】
  - ◇急性毒性（経皮）　【区分5】
  - ◇急性毒性（蒸気）　【区分5】
  - ◇皮膚腐食性／刺激性　【区分2】
  - ◇眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性　【区分2A】
  - ◇発がん性　【区分2】
  - ◇生殖毒性　【区分1】
  - ◇特定標的臓器／全身毒性（単回暴露）　【区分1】　（肝臓、呼吸器、腎臓、中枢神経系）
  - 〃　【区分3】　（気道刺激性と麻酔作用）
  - ◇特定標的臓器／全身毒性（反復暴露）　【区分1】　（呼吸器、神経系）
- 環境に対する有害性
  - ◇水性環境有害性（急性水生毒性）　【急性区分2】
  - ◇水性環境有害性（慢性水性毒性）　【慢性区分3】

GHS表示（ラベル及びMSDS）

- 絵表示又はシンボル　：

- 注意喚起語　：　**危険**
- 危険有害性情報
  - ○ 物理化学的危険性　：　下記参照
    - ◇引火性液体及び蒸気
  - ○ 健康に対する有害性　：　下記参照
    - ◇飲み込むと有害のおそれ（経口）
    - ◇皮膚に接触すると有害のおそれ（経皮）

◇吸入すると有害のおそれ （蒸気）
◇皮膚刺激
◇強い眼刺激
◇発がんのおそれの疑い
◇生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
◇臓器（肝臓、呼吸器、腎臓、中枢神経系）の障害
◇呼吸器への刺激のおそれ
◇眠気やめまいのおそれ
◇長期又は反復暴露による臓器（呼吸器、神経系）の障害

○ 環境に対する有害性　：　下記参照
◇水生生物に毒性
◇長期的影響により水生生物に有害

● 注意書き　：　下記参照

【安全対策】
◇ 熱、火花、裸火、高温のものから遠ざけること。
◇ 容器を密閉しておくこと。
◇ 容器を接地すること。
◇ 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。
◇ 火花を発生させない工具を使用すること。
◇ 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
◇ 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。
◇ 火災の場合は、消火に泡、二酸化炭素、粉末、乾燥砂の消火器を使用すること。
◇ 取り扱い後、手、眼などをよく洗うこと。
◇ 使用前に取扱説明書を入手すること。
◇ すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
◇ 指定された個人用保護具を使用すること。
◇ 蒸気を吸入しないこと。
◇ この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
◇ 環境への放出を避けること。
◇ 漏出物を回収すること。

【応急処置】
◇ 吸入した場合　：　空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
◇ 皮膚に付着した場合　：　多量の水と石けんで洗うこと。
◇ 目に入った場合　：　水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
◇ 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断を受けること。
◇ 眼の刺激が続く場合は、医師の診断を受けること。
◇ 暴露または暴露の懸念がある場合は、医師の診断を受けること。
◇ 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
◇ 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
◇ 吐かせないこと。

【保管】
◇ 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
◇ 施錠して保管すること。

【廃棄】
◇ 内容物／容器を廃棄場所の規定する方法で廃棄すること。

GHS分類に該当しない他の危険有害性　：　知見なし

重要な徴候	：	引火しやすい液体であり、蒸気が滞留すると爆発の恐れがある。
想定される非常事態の概要	：	知見なし
国／地域情報	：	知見なし

3. 組成及び成分情報

［物質の特定］ 化学物質又は混合物の区別 ： 混合物

化学名	含有量(%)	化学式	官報公示整理番号	CAS No.
キシレン	10.0	C_8H_{10}	(3)-3	1330-20-7
エチルベンゼン	9.6	C_8H_{10}	(3)-28	100-41-4

4. 応急措置

吸入した場合	：	蒸気、ガスなどを吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。多量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かく安静にする。呼吸が止まっている場合は、衣服をゆるめて呼吸気道を確保した上で、人工呼吸を行い直ちに医師の診断を受ける。
皮膚に付着した場合	：	付着物を布にて直ちに拭き取り、多量の水で石けんや皮膚用の洗剤を使用して十分に洗浄する。洗浄の際に溶剤やシンナーを使用しないこと。外観に変化が見られたり、刺激や痛みがある場合には、直ちに医師の診断を受ける。
目に入った場合	：	直ちに多量の清浄な水で15分以上洗浄する。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合には、外して洗浄する。まぶたの裏も入念に洗浄し、直ちに医師の診断を受ける。
飲み込んだ場合	：	安静にして直ちに医師の診断を受ける。嘔吐物は飲み込ませないこと。医師の指示以外で無理に吐かせないこと。
最も重要な徴候及び症状	：	知見なし
応急措置をする者の保護	：	知見なし
医師に対する特別な注意事項	：	知見なし

5. 火災時の措置

消火剤	：	泡、二酸化炭素、粉末
使ってはならない消火剤	：	水 （特に、棒状水や高圧水）
火災時の特有の危険有害性	：	燃焼した際には、燃焼ガス中に含有する有機溶剤や不完全燃焼時には、一酸化炭素などが含まれるため、消火作業には煙を吸入しないように注意する。
特有の消火方法	：	適切な保護具を着用して、作業は可能な限り風上から行う。可燃性のものを周囲から取り除き、高温にさらされている密閉容器は水をかけて冷却する。
消火を行う者の保護	：	消火作業は保護具を着用して風上から行い、有毒ガスの吸入を避けるようにする。燃焼又は高温により一酸化炭素が精製するため、呼吸用保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	：	漏出場所の周辺にロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。特に屋内の場合は、処理が終了するまで引火の危険に十分に注意を払い換気を行う。作業の際は、呼吸用保護具、保護手袋を着用して風上から行い、飛まつなどが皮膚に付着したり、飛まつ、ガスを吸入しないように注意する。漏出した場所はすべりやすいので注意する。
環境に対する注意事項	：	公共用水域などに流出し、環境への影響を起こさないように注意する。漏出した場合は警察署、消防署などの関係機関へ連絡する。
封じ込め及び浄化の方法・機材		
少量の場合	：	乾燥砂、土、おがくず、ウェスなどに吸収させてふき取ったものを密閉できる空容器に回収する。
多量の場合	：	盛土でかこって流出を防止し、液の表面を泡消火剤などでおおった後、回収して処理する。
二次災害の防止策	：	付近の着火源となるものをすみやかに移動し消火剤を準備する。作業に当たっては、火花を発生させない安全な用具を使用する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取　扱　い

技術的対策	：	取扱いは、換気の良いところで行い、吸入、接触のおそれがあるときは適切な保護具を使用する。取扱い後は、手、顔をよく洗い、うがいをする。電気機器類は防爆型（安全構造）のものを使用し、周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
局所排気・全体換気	：	取り扱う場合は、局所排気又は全体換気できる場所で行う。

注意事項　：　作業中は飲食、喫煙を避ける。作業中は、帯電防止型の作業服や靴を着用する。

安全取扱い注意事項　：　機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策したものを使用する。

保　　管

技術的対策　：　知見なし

適切な保管条件　：　通風をよくして蒸気が滞留しないようにする。冷暗所に密閉して保管する。直射日光、火気、熱源を避けて、可燃物を近くに置かない。

安全な容器包装材料　：　空気中の水分を吸収しないように、水分を完全に遮断できる容器（金属缶など）を使用する。

8. 暴露防止及び保護措置

設 備 対 策　：　蒸気、ミストを吸入しないように局所排気装置の設置、設備の密閉化、全体換気などを適正に実施する。

管 理 濃 度　：　作業環境評価基準

キシレン　50ppm

許 容 濃 度　：　日本産業衛生学会(2009年度版)

キシレン　50ppm

エチルベンゼン　50ppm

保　護　具

呼吸器の保護具　：　有機ガス用防毒マスク

手の保護具　：　ポリエチレン製、ゴム製などの不浸透性の手袋

目の保護具　：　側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型の保護メガネ

皮膚及び身体の保護具　：　長袖作業衣、安全靴

適切な衛生対策　：　特になし

9. 物理的及び化学的性質

外観　：　無色透明の液体

臭い　：　溶剤臭

沸点　：　136℃

引火点　：　27℃

発火点　：　432℃

燃焼又は爆発範囲　：　下限　1．0vol%　　上限　7．0vol%

密度　：　1．03g／cm^3

その他のデータ　：　データなし

※　pH、融点／凝固点、燃焼性、蒸気圧、蒸気密度、蒸気速度、溶解性、オクタノール／水分配係数、分解温度については、データなし。

10. 安定性及び反応性

安定性　：　通常条件では安定　［通常条件：容器が密閉されている、常温で流通しているなど］

危険有害反応可能性　：　知見なし

避けるべき条件　：　高温（40℃）以上）にならないようにする。

混触危険物質　：　酸化性物質

危険有害な分解性生物　：　燃焼により、一酸化炭素、窒素酸化物、その他低分子モノマーなどの有毒ガスが発生する。

その他　：　知見なし

11. 有害性情報

急性毒性

経口　－　データなし　【製品として】

その他の情報　：　燃焼すると有毒なﾋｭｰﾑを含むガス（使用物質のガス、一酸化炭素など）を発生する。エチルベンゼンはトルエンやキシレンよりも皮膚刺激性が強く、1000ppmで眼や皮膚に刺激作用がある。又、反復及び長期間の接触により皮膚が感作されることがある。吸入、経皮、経口摂取により体内に吸収されることがある。アルコール飲料の使用により有害作用が増大する。

12. 環境影響情報

生態毒性　：データなし
残留性・分解性　：データなし
生体蓄積性　：データなし
土壌中の移動性　：データなし
他の有害影響　：データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄する場合　：都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物の収集運搬業者及び処理業者と契約し、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）及び関係法規・法令を遵守し、適正に処理する。また、洗浄水などの排水は、水質汚濁防止法等の関連処方令に適合するように十分留意しなければならない。

汚染容器・包装　：空の汚染容器・包装を廃棄する場合、内容物を除去した後に、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物の収集運搬業者及び処理業者と契約し、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）及び関係法規・法令を遵守し、適正に処理する。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号／ID番号　：UN　1263
正式輸送品目名　：塗料又は塗料関連物質
Paint
国連分類　：クラス3 【引火性液体】
副次危険性　：該当なし
容器等級　：PG. Ⅲ
包装基準
海上輸送　：P001（小型容器）
航空輸送　：309（旅客機），　310（貨物機のみ）
海洋汚染物質　：該当なし

国内規制

陸上輸送　：消防法、道路法等に定められている運送方法に従う。
海上輸送　：船舶安全法等に定められている運送方法に従う。
航空輸送　：航空法等に定められている運送方法に従う。

輸送の特定の安全対策及び条件　：破損、損傷、容器からの漏れ、荷崩れなどの防止を確実に行う。取扱い及び保管上の注意に記載の内容に従うこと。
緊急時応急措置指針番号　：128

15. 適用法令

○労働安全衛生法

『名称等を表示すべき有害物』に該当	番号	7の2	【キシレン】
『名称等を通知すべき有害物』に該当	番号	70	【エチルベンゼン】
〃	番号	136	【キシレン】
『危険物』に該当	番号	四－3	【キシレン】
〃	番号	四－3	【エチルベンゼン】

○労働安全衛生法　有機溶剤中毒予防規則

『第2種有機溶剤』に該当	番号	11	【キシレン】

○消防法　：第4類　第2石油類（非水溶性液体）　危険等級Ⅲ

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）

『第1種指定化学物質』に該当	番号	53	【エチルベンゼン】
〃	番号	80	【キシレン】

○道路法
『車両の通行の制限』に該当　通行制限物質　（引火点70℃未満）
○船舶安全法
『引火性液体類』に該当　番号　1263　【名称:塗料又は塗料関連物質】
○航空法
『引火性液体』に該当　番号　1263　【名称:塗料又は塗料関連物質】
○大気汚染防止法
『有害大気汚染物質』に該当　番号　25　【エチルベンゼン】
〃　番号　43　【キシレン】
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
『危険物』に該当　番号　5　【エチルベンゼン】
〃　番号　7　【キシレン】
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律　危険物船舶運送及び貯蔵規則
『引火性液体類』に該当　番号　1263　【名称:塗料又は塗料関連物質】
○港則法
『引火性液体類』に該当　番号　1263　【名称:塗料又は塗料関連物質】
○悪臭防止法
『特定悪臭物質』に該当　番号　18　【キシレン】
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
『特別管理産業廃棄物』に該当　ー　（廃油）

16. その他の情報

□参考文献

A）製品安全データシートの作成指針（改訂2版）　日本化学工業協会　2008.10
B）GHS対応　MSDS・ラベル作成ガイドブック　日本塗料工業会　2006. 8
C）化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）　化学工業日報社　2006. 8
D）JIS　Z　7250:2005ー化学物質等安全データシート（MSDS）　日本工業標準調査会　2005.12
E）化学物質総合検索システム　製品評価技術基盤機構
F）航空危険物規則書（第49版）　航空危険物安全輸送協会　2008. 1
G）使用品のMSDSに記載の引用データを転用

記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データ等をもとに想定したもので、化学組成における含有量、物理化学的性質、危険・有害性などに関しては、いかなる保証をなすものではありません。又、法令の改正、新しい知見により内容が改訂される場合があります。

全ての化学品には、未知の有害性があり得るため、取扱いには細心の注意が必要です。。注意事項は、通常の取扱いを対象としたものであり、特殊な取扱いの場合、用途・用法に適した安全対策を実施の上でご使用をお願いします。